

住友生命の 外貨建 一時払終身保険

5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19)II型
5年ごと利差配当付指定通貨建新終身保険(一時払い)(24)

商品概要書



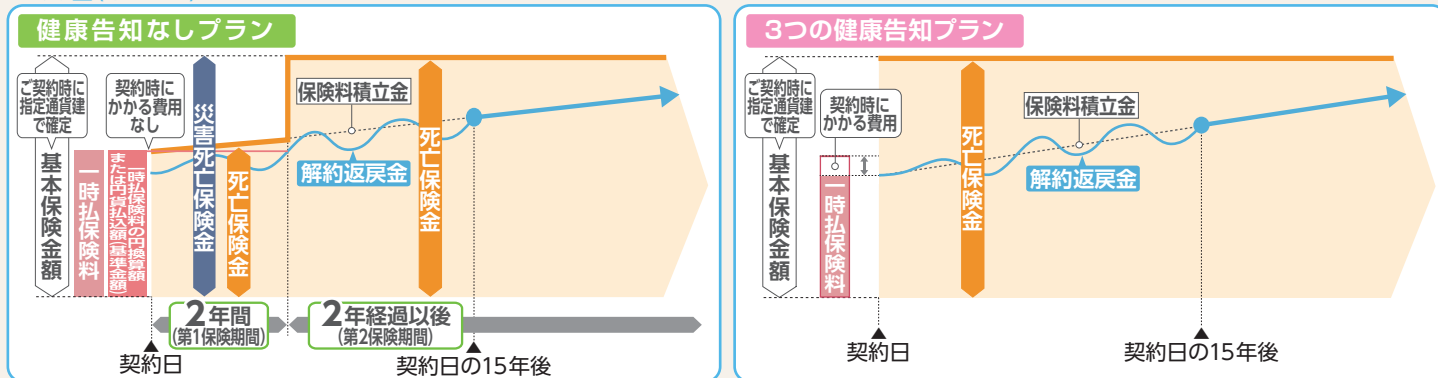
商品のしくみと特徴

この商品は2つのプランから選べる指定通貨建一時払終身保険です。
※ご契約時に選択いただく、ご契約に適用する通貨(米ドルまたは豪ドル)のことを「指定通貨」といい、「指定通貨建」とは、円建ではなく外貨建であることを意味します。

- 特徴(*1)**
 - 健康告知なしプラン** 健康状態の告知なし(職業のみの告知)で、ご契約2年後から指定通貨建でふやしてのこせます。
 - 3つの健康告知プラン** 3つの健康状態の告知で、ご契約後からすぐに指定通貨建でふやしてのこせます。

(*1) 保険金額等はプランにより異なります。詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

しくみ図(イメージ)



ご契約の諸基準

プラン名	健康告知なしプラン	3つの健康告知プラン								
契約年齢(*2)	30歳~90歳	15歳~90歳								
払込金額の取扱単位	米ドル: 1セント単位 豪ドル: 1セント単位 円貨: 1万円単位									
最低払込金額	米ドル: 10,000 米ドル 豪ドル: 10,000 豪ドル 円貨: 100万円									
最高保険金額(*3)	被保険者の契約年齢	15歳~59歳 60歳~69歳 70歳~90歳								
	保険金額	10億円 14億円 18億円								
告知書扱加入限度額(*4)	—	上記の最高保険金額の範囲内かつ{(基本保険金額)-(一時払保険料)}が下記の範囲内であることが必要です。 <table border="1"> <tr> <td>契約年齢</td> <td>15歳~39歳</td> <td>40歳~49歳</td> <td>50歳~90歳</td> </tr> <tr> <td>(基本保険金額)-(一時払保険料)</td> <td>2800万円</td> <td>1900万円</td> <td>1100万円</td> </tr> </table>	契約年齢	15歳~39歳	40歳~49歳	50歳~90歳	(基本保険金額)-(一時払保険料)	2800万円	1900万円	1100万円
契約年齢	15歳~39歳	40歳~49歳	50歳~90歳							
(基本保険金額)-(一時払保険料)	2800万円	1900万円	1100万円							
保険料払込方法	一時払いのみ									
告知	職業のみの告知	3つの健康告知(職業告知あり)(*5)								
保険期間	終身									
主な付加できる特約等	初期死亡時円換算支払額最低保証特約、重度介護前払特約等	重度介護前払特約等								

(*2) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。(*3) 申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートにより、基本保険金額を円換算した金額にて判定します。同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済みの場合、上記金額までご加入いただけないことがあります。(*4) 申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートにより、{(基本保険金額)-(一時払保険料)}を円換算した金額にて判定します。同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済みの場合、上記金額までご加入いただけないことがあります。(*5) 3つの健康告知についての詳細は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」等をご確認ください。*金利情勢によっては、新規契約の取扱いができないことがあります。

商品の概要

プラン名	健康告知なしプラン	3つの健康告知プラン
死亡保険金	お支払理由(*6)	被保険者が死亡されたとき
	お支払金額	第1保険期間中:一時払保険料相当額、保険料積立金相当額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額 第2保険期間中:基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額
	受取人	死亡保険金受取人
災害死亡保険金	お支払理由	被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1.責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2.責任開始期以後に発病した所定の感染症(*7)を直接の原因として死亡されたとき
	お支払金額	基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額
	受取人	死亡保険金受取人

(*6) <健康告知なしプラン>の場合は、災害死亡保険金が出される場合を除きます。(*7) コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。

この保険のご検討にあたって特にご注意いただきたい事項

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

● 契約時にかかる費用^{(※1)(※2)}

<3つの健康告知プラン>では、一時払保険料に4.5%を乗じた金額を上限として、契約の締結に必要な費用を一時払保険料から差し引きます。

(※1) この費用は、予定利率、被保険者の年齢によって異なりますので表示しておりません。

(※2) <健康告知なしプラン>には契約時にかかる費用はありません。

● 保険期間中にかかる費用^(※3)

・契約の締結・維持に必要な費用、死亡保障等に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています。

初期死亡時円換算支払額 最低保証特約を付加する場合 ^(※4)	第1保険期間中は、上記費用に加えて、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。そのため、初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。
重度介護前払保険金を請求する場合	所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額(請求額)から差し引きます。

(※3) これらの費用は、予定利率、被保険者の年齢等によって異なりますので表示しておりません。

(※4) <3つの健康告知プラン>の場合、本特約は付加できません。

・<健康告知なしプラン>では、ご契約当初10年間は、解約返戻金額を計算する際、一時払保険料相当額に契約日からの経過年数に応じた所定の控除率(経過年数に応じて5.0%~0.5%)を乗じた金額を差し引きます(解約控除)。<3つの健康告知プラン>には解約控除はありません。

● 通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

取扱い	住友生命所定の 為替レート ^(※5)
死亡保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合 ^(※6)	TTM ^(※7) - 50銭
円建終身保険へ変更する場合	
一時払保険料を円貨で払い込む場合	TTM ^(※7) + 50銭
配当金を指定通貨で受け取る場合	
一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合	指定通貨のTTM ^(※7) + 25銭 ÷ 払込通貨のTTM ^(※7) - 25銭

(※5) 2024年4月現在のもので、今後変更することがあります。

(※6) <健康告知なしプラン>において初期死亡時円換算支払額最低保証特約により、基準金額と同額を受け取る場合を除きます。

(※7) TTM(対顧客電信売相場仲値)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。

なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができないことがあります。

● 外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む際や、死亡保険金・解約返戻金等を指定通貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。

健康告知なしプラン 契約当初10年間は解約控除を適用します。市場価格調整および解約控除等により、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

3つの健康告知プラン 一時払保険料から契約時にかかる費用を差し引いています。市場価格調整および契約時にかかる費用等により、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

死亡保険金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、請求時または変更時の為替レートを適用するため、**為替レートの変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。**

その他ご留意いただきたい事項

この保険にはクーリング・オフ^(※8)の適用があります。ご契約の申込日または「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録^(※9)によりクーリング・オフができます。クーリング・オフがあった場合、住友生命に払い込む通貨で、払込金額と同額を払い戻します。そのため、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨等に交換し申し込む場合で、**払い戻された指定通貨等を円貨に交換する場合は、為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。**

(※8) 「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

(※9) 電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。

住友生命が金融機関代理店に支払う販売代理店手数料について

住友生命は保険契約締結の媒介や保険契約の維持管理業務等の対価として金融機関代理店に対し、一時払保険料相当額に以下の手数料率を乗じた金額を支払います^(※10)。この手数料は、住友生命が金融機関代理店に支払うものであり、契約締結前交付書面に記載の「お客さまにご負担いただく費用」に追加して別途お客さまにご負担いただくものではありません。

プラン名	健康告知なしプラン			3つの健康告知プラン		
	30歳~80歳	81歳~85歳	86歳~90歳	15歳~70歳	71歳~80歳	81歳~90歳
初年度手数料率	1.20%~4.50%	0.80%~3.00%	0.40%~1.70%	1.21%~5.10%	1.21%~4.80%	0.81%~4.30%
継続手数料率	0.06%~0.25%			0.06%~0.25%		

※実際の手数料率はご契約時の予定利率等によって異なります。

(※10) 継続手数料はご契約から2日目~最長5日目までの間、住友生命が金融機関代理店に支払うものです。一時払保険料相当額に継続手数料率を乗じた金額となります。

この商品概要書の記載は、2024年4月現在のもので、各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

SBI 新生銀行

株式会社 SBI 新生銀行

〒103-8303

東京都中央区日本橋室町 2-4-3

0120-456-860

https://www.sbishinseibank.co.jp

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35

電話 (06)6937-1435 (大代表)

<ホームページ> <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索